

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（令和元年度第2回） 要旨

日時：令和2年1月16日（木）

午後2時30分～午後4時00分

場所：柴田町役場 保健センター4階

<出席者>

佐々木鉄男委員、中嶋紀世生委員、志子田清蔵委員、阿部有子委員、関六郎委員、佐藤正壽委員、村山菜穂子委員、大庭三余子委員、児玉芳江委員

<事務局>

平間まちづくり政策課長、沖館課長補佐、駒板主事、佐々木

<傍聴人>

0人

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名員の指名

児玉委員・佐々木委員（輪番制）

4. 議 事

住民自治によるまちづくり基本条例に基づくまちづくりの実施状況について（資料）

中嶋会長：4番の議事に移りたいと思います。事務局のほうから説明お願いいたします。

（事務局より検討チェックシート前文～第3章までの課題・意見の説明、第4章第1節の説明）

中嶋会長：まず今回審議する第4章は量も多く、中身も濃い部分となっておりますので、途中で終わってしまうかもしれませんが、その場合次回の審議会を4章の途中から始めたいと思いますので、時間を気にせず、遠慮なくお話していただいて大丈夫です。では第1節、主に総合計画の策定に関する内容となっておりますが、中身がどうかではなくプロセス、このような計画を立てるときに、こういう住民の意見を得ていくようなプロセスでいいのか。また、もっとこうしたほうがいいんじゃないのか。というご意見があれば頂きたいなと思いますし、17条から19条の中で何かお気付きの点があればご意見頂ければと思います。どなたからでも構いませんので、よろしくをお願いします。

佐々木委員：将来像が「笑顔があふれ 誇りと愛着を育む 花のまち」と非常に理想的なイメージですが、第6次の柱となるものはどこになるのでしょうか。

平間課長：この基本理念にある5項目は、まちづくり基本条例に掲げてある基本理念そのものを取ってあります。総合計画においてもやはり一番尊重すべきは基本条例があるということが前提にありまして、その下の基本目標なり、それぞれの分野別の施策の大綱など、それらを総合的に進めていく中で大切なものは何だろうかということで、将来像は、こうであったということよりはですね、策定、プロセスの中で、住民アンケートなり、住民懇談会、それからパブリックコメントで意見を貰っていく中で、少し進化して最終的にこのような形になったということでございます。

阿部委員：この将来像は基本理念に対して導き出されたものということですね。基本目標の後ろには、この件についてはいつまでにするという施策がぶらさがっているのですか。

駒板主事：施策の大綱ごとにこういうことを何年までにやりますという成果の目標がございまして、町のホームページでも公開しております。

中嶋会長：第1節はこの辺でよろしいでしょうか。またご意見等あれば後ほど聞きたいと思いますが、一度次へ進みたいと思います。

(事務局より検討チェックシート第4章第2節説明)

中嶋会長：第2節は20条から23条までありますが、ここは個別にして進みたいと思います。まず第20条の地域コミュニティの運営の部分です。こちらの運用、内容について何かあればお願いいたします。特にありませんか。無いようですので、次に21条のほうに移りたいと思います。ご意見等あればお願いします。

村山委員：町と地域と一緒に話をしながら計画を策定していくと話されていましたが、これは話し合いの機会を年に何回かとかそういった決めごとはあるのでしょうか。

駒板主事：話し合いの機会ですか。

村山委員：一回の地域計画で作るのは5年間分ですよね。その後の更新のタイミングですとか、あるいは途中。5年間という長い期間を一律に計画している中で、将来像に関してはどうですかとかどのくらい進んでいますとか、そういったものを共有できるということなのかなと感じたのですが、取り組みに関して何か決めていることとか、あるいはこうしていきたいとかあるのでしょうか。

平間課長：考え方は条例にありますけれども、どこまで町で主導すべきかという点があります。やはり基本的にはその地区の中で地域をどうしていきたいかを考えていく。その中で町としてできるお手伝い、技術的支援ですとか、先ほどお話ありました地域づくり交付金のような財政支援ということで支援していく立場ではありますけれども、年に何回ですとかそういった具体的なものは地域で進めていただくのが基本になるのかなと。

村山委員：住民から困ったことがあったときとかそういったときに要請して話し合いに参加していただくといった風に捉えてということですか。

駒板主事：この条文の意味的には地域コミュニティの節になりますので、話し合いの機会というのは地区と町ではなく、地区として住民とその役員の方達と話し合いをする機会を設けるといったこととなっております。ただ、その時に一緒に職員に来てもらって話し合いをするというのも、要請していただければ、地域計画の推進のアイデアを出すことだったりをするのはもちろん可能です。

中嶋会長：実際に地域から要望があって行ったという事例はあったのでしょうか。

駒板主事：まちづくり出前講座の中に参加と協働のまちづくりの推進のメニューがございまして、平成 27 年度に集会所にお伺いして参加と協働についてご説明をしたことがあります。

志子田委員：この第 2 節は、住民の役割について書かれています。いろんな要望を出す前に自分たちがこういう動きをしなくてはならないですよ、自分たちのところは自分たちでちゃんとやりましょうというのがこの第 2 節です。うちの地区だと地域計画を策定する組は 5 年ごとに計画を立てたり更新したり、検証する組については毎年 1 回か 2 回は必ず集まって、例えば予算の執行状況の再確認とかその地域計画についてみんなの要望がどうなっているかとかそういうのをやっています。元々この地域計画を作るときに、作るだけじゃだめだよと当時の区長さん達にはお話してあります。ただ、そのことがうまく引き継がれているかは分かりませんが。

阿部委員：この条文自体に何の問題もないし、内容からいって行政がとっているスタンスも正しいと思います。ですが、実際地域によって、ほんの一部の人達だけで動いているところがあると思います。地域計画を策定するとき、アンケートを取って作成した自治会は偉いと思います。そこまでせず一部の人達が四苦八苦して、住民自治とは何かよく分からないまま、でも条例で決められているからとりあえず計画を作った自治会は多くあると思います。だからこの部分は特に重要なものだと思っていますし、私はまだ指導しなくてはならないと思っています。だから行政が見守る、もしくは住民自治ってなに見たいなことを若い人向けに発信するなど、自分たちの地区は自分たちで作るという考え方をもうちょっと勉強していかないと、なんか条例通りやっているよで終わってしまい、もったいない気がします。

中嶋会長：話し合いの機会を設けるとあるので、区長さん一人で決めてはいけないということだと思います。10 年前はどこの自治会でも話し合いを持ちながら取り組んでいたことですが、地域間で差ができてしまっていると感じました。もう一度、初心に戻るといっていいのですが、どの地区でも、この条文の将来像づくりに沿った地域づくりができるようにしていくにはどうしたらいいのか、というところが課題だと感じました。

村山委員：私の地区では、先日の台風 19 号の際に崖崩れなどの危険性があって、備蓄品や防災用品があったにもかかわらず集会所が使えませんでした。それを受けて、役員会の時に倉庫を学習センターや中学校に移したいと提案があったので、それを伝えたら駄目だと言われました。私たちが

動こうにも何もできないという話も出てきました。こういうときに地区の役員会の中でもいろいろな案が出て全部区長に任せてしまい、なかなかそこから先に進めないことがあります。

中嶋会長：皆さんのお話を聞いて、条文としてはこれで問題無いと思いますが、実態はそれに追いついていないという現状なので、その辺に対するアイデアやアドバイスなどが必要なのだと感じました。

大庭委員：私は社協の職員として、全行政区の地域計画を見させていただいたのですが、各行政区、自分たちの強いところ弱いところをしっかりと把握しているのだなと感じました。社協の中でも「地区の住民が自分たちの強みと弱みを分かっているのなら、職員自身もたたき台として学びながら共有して、施策に反映させないといけない」と意見がありました。役場の中でもまちづくり政策課のような担当課だけでなく、各課で各地区の特色みたいなものを共有していると、区長さんだけではなく、住民の声とキャッチボールしながら地域を作っていくのではないのかなと思いました。

阿部委員：条文に全く問題は無いですし、本当は地区の住民が自分たちでやるべきことだとは思いますが、やはり1年に1回は行政職員が行ってその地域のお話を聞く、行政側から指導やアドバイスを貰うっていうのはまだ必要なんじゃないのかなと思います。

児玉委員：この条例が出来てから推進センターが出来て、町が運営していましたが、今は業務委託して運営していますよね。推進センターに町の行政区へアドバイスをしていた人がいたと思うのですが、それは今もあるのでしょうか。

駒板主事：集落支援員制度というのを平成25年度から27年度まで実施しておりました。職員の代わりに地区を回っていただき、会合などに参加するわけではありませんが、地区の区長さんに直接話を伺いながら地区カルテを作っていました。さらに地区カルテを作りながら、集落座談会というのを実施しまして、各地区の方に来てもらい、各地区の共通の悩みなどについて話し合おうという会を同じく25年度から27年度にかけて行っていただきました。現在につきましても集落支援員という名前はありませんが、ゆるぶらの機能といたしまして、地区としての悩み事、相談事を受けるといって行っておりますので、様々な相談に応えられるように推進センターで情報をストックしつつ地域の相談を受けられるようにしております。

児玉委員：逆に言ったら地域計画の策定から5年経って2期目に入った時点でそういう人たちの力を借りることも必要なのではないのでしょうか。町の役場職員が各行政区に出て指導するというのは、業務もたくさんある中で不可能だと思うので、まちづくり推進センターはそういう動きができるようにしてもらって、そういう専門的な方がいて指導されたいのかなと思いました。

阿部委員：推進センターに地区の困りごとを相談しに行く人は、余程じゃない限りいないと思います。第23条に行政支援がありますけど、これだけではまだ足りない、育たないのではと思っています。

中嶋会長：行政区に手を差し伸べるような仕組みが必要だということですね。質問ですが、事務局側は地区の状況の把握とかはどこかでされているのですか。

駒板主事：地区の状況については、私が地域づくり交付金などの手続きの際にヒヤリングを行っています。ただ、それを何かまとめてデータベース化などはしておりません。

関委員：そういう地区のバラつきを整理するのが役場の役割だと思います。

中嶋会長：それが役場なのか推進センターなのかは分かりませんが、難しいなという地区には後押しする支援策が必要だと感じました。

佐藤委員：今朝の新聞で区長さんの位置づけが変わるみたいなことが書かれていましたが、あれは大丈夫なのですか。

平間課長：おそらく会計年度任用職員の関係だと思います。区長さんはいま多くの地区が行政区長さんと自治会長さんを同じ人が務めています。自治会長さんの立場は今までと変わりありません。今回変更になるのが行政区長さんです。町が非常勤特別職として委嘱していた行政区長が町によっては私人契約したりと扱いは異なります。私人契約で町が委嘱した場合には今までの非常勤特別職としての身分ではなくなるということになります。

阿部委員：区長さんというのは区長会議があって集まってきて、そこでいろいろな情報が入ったり、勉強したりというような機会がありますが、行政区長としての身分が変更になって、そういう集まりがなくなってしまい、各地区で勝手にやりなさいよと言われるとさらに育って行かないのではと思っていました。

平間課長：総務課のほうに詳しくは確認していませんが、柴田町としては現状とあまり変わらないような扱いにしようとしていると聞いていました。

関委員：去年の12月25日の記事ですが、基本条例が廃止になった自治体が今まで8つくらいあるそうです。そういう動きがあるので、もし区長がいなくなったらこのまちづくり基本条例も廃止の流れになるのかと危惧していました。

平間課長：おそらくそういう自治体は他の市町村のように作ったものの、運用が全くなく形骸化されていた可能性が高いのではないかと思います。柴田町は今日皆さんにお集まりいただいているように、定期的に基本条例について話し合っています。ですので、柴田町のまちづくり基本条例が廃止になるということはおそらくございません。

中嶋会長：他になにかご意見ありますでしょうか。この審議会の役割に一応調査するという点がありましたので、話し合いが出来ていない地区があるのであれば実際に各地区の状況を調査してというのでもいいのではないのかなと思っていましたので、その辺もご検討いただければと思います。

阿部委員：大庭さんの真似をして各地区の地域計画を見てもいいのではないのでしょうか。

平間課長：地域計画を掘り下げる機会にもなり得るということもありますので、事務局としても用意したいと思います。

中嶋会長：他にご意見ありますでしょうか。無ければその他に移りたいと思います。

5. その他

駒板主事：次回の審議会の開催時期についてです。今年度の一番初めに申し上げましたとおり3回を目標としておりましたので、次回は3月の中旬から下旬にかけて開催を予定しています。忙しい時期のため日程の都合が合わないという人も出てくるかもしれませんが調整をさせていただいて、内容につきましては第4章第3節から最後の第5章までとなりますので、よろしくお願いします。

6. 閉会

志子田委員：今日もいろいろな意見を承ってああそうだなと考えさせられるような場面もありましたけど、審議会としても調査・研究というのも一つのテーマとしてありますので、次回までに自分の地区の状況を少しだけでもいいですから、自分たちの勉強を一つやってもらいたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

以上で、全ての議事を終了したので、会長は午後4時00分閉会を宣言した。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

令和2年1月16日

会議録署名委員

会議録署名委員